

R 8 用地調査等業務共通仕様書の改正内容 （R 8. 7. 1）

■改正概要

- ・立竹木の調査方法で、毎木調査が困難な場合に取り得る方法であった「標準地調査」を標準的な調査方法として位置づけ、調査の詳細について定めた。
- ・工作物調査で、工作物調査算定要領によりがたい場合に準用する他要領に「附帯工作物調査算定要領」を追加した。
- ・その他、表現等の微細な修正

■改正内容

1 別記 2 成果物一覧表

■第 5 章・別記 9 関係

- ・「用材林標準地調査表兼集計表」の追加

2 別記 7－2 工作物調査算定要領

■第 2 条（適用範囲）

- ・要領によりがたい場合の準用先に、附帯工作物調査算定要領を追加

3 別記 9－1 立竹木調査算定要領

■全般

- ・表現の微修正

■第 3 条（調査）

- ・調査方法に「標準地調査」を追加

4 別記 9－2 立竹木調査算定要領

■第 1 条（調査）

- ・作成する様式に標準地調査による場合の様式を追加

5 様式集

■様式第 53 号 立竹木調査票

- ・新様式追加に伴い様式番号を「53 号」から「53－1 号」へ変更
- ・備考に、「標準地調査」を実施した場合の事項を追加

■様式第 53－2 号 用材林標準地調査表兼集計表

- ・「標準地調査」に係る様式の追加